

平成30年かすみがうら市議会第3回定例会
市長提出議案集

平成30年9月4日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 5 号	平成 29 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	1
		平成 29 年度かすみがうら市財政健全化審査及び経営健全化審査意見書	2～6
2.	議案第 48 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）	7
3.	議案第 49 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	16
4.	議案第 50 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	23
5.	議案第 51 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	30
6.	議案第 52 号	防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）請負契約の締結について	37
7.	議案第 53 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	38
8.	議案第 54 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	39
9.	議案第 55 号	平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	40
10.	議案第 56 号	平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	41

11. 議案第 57 号	平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	……………	42
12. 議案第 58 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定について	……………	43
	平成 29 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金 運用状況審査意見書	……………	44～60
13. 議案第 59 号	平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定に ついて	……………	61
	平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算審査意見書	……………	62～66

報告第5号

平成29年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.20)	— (18.20)	10.8 (25.0)	58.4 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

平成 29 年度

かすみがうら市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 46 号
平成 30 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 瀧ヶ崎
かすみがうら市監査委員 古 川
かすみがうら市監査委員 小松崎



平成 29 年度かすみがうら市財政健全化審査
及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度財政健全化審査及び経営健全化審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

第 1 審査の対象

1 財政健全化審査

平成 29 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 経営健全化審査

平成 29 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査日

平成 30 年 8 月 3 日（金）

第 3 審査の方法

1 財政健全化審査

平成 29 年度健全化判断比率の算定は適正に行われているか。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかの確認を行った。

2 経営健全化審査

平成 29 年度資金不足比率の算定は適正に行われているか。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかの確認を行った。

第4 審査の結果

1 財政健全化審査

① 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準	参考(平成 28 年度)
①実質赤字比率	—	13.20	—
②連結実質赤字比率	—	18.20	—
③実質公債費比率	10.8	25.0	10.9
④将来負担比率	58.4	350.0	68.2

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

② 個別意見

・実質赤字比率

平成 29 年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため-9.77%となっており、早期健全化基準の 13.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・連結実質赤字比率

平成 29 年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため-18.86%となっており、早期健全化基準の 18.20%と比較すると、これを下回り良好である。

・実質公債費比率

平成 29 年度の実質公債費比率は 10.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の 10.9%と比較すると 0.1 ポイント減少している。

・将来負担比率

平成 29 年度の将来負担比率は、58.4%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回り良好である。また、前年度の 68.2%と比較すると 9.8 ポイント減少している。

③ 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

2 経営健全化審査

① 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

■水道事業会計

(%)

比 率 名	平成 29 年度	経営健全化基準	参考(平成 28 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■下水道事業特別会計

(%)

比 率 名	平成 29 年度	経営健全化基準	参考(平成 28 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

■農業集落排水事業特別会計

(%)

比 率 名	平成 29 年度	経営健全化基準	参考(平成 28 年度)
①資金不足比率	—	20.0	—

*資金不足額がないため「—」表示

② 個別意見

資金不足は発生していないので、是正改善を要する事項は特にない。

※健全化判断比率の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3 か年平均)} \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元} \\ &\text{利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財} \\ &\text{政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \\ &\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準} \\ &\text{財政需要額算入額}) \end{aligned}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

議案第 4 8 号

平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 0， 2 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6， 8 2 9， 0 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		2, 231, 722	4, 860	2, 236, 582
	2 国 庫 補 助 金	654, 979	4, 860	659, 839
18 繰 入 金		1, 120, 943	△ 73, 703	1, 047, 240
	1 基 金 繰 入 金	1, 120, 940	△ 73, 703	1, 047, 237
20 諸 収 入		210, 946	600	211, 546
	5 雑 入	174, 874	600	175, 474
21 市 債		1, 500, 200	138, 500	1, 638, 700
	1 市 債	1, 500, 200	138, 500	1, 638, 700
歳 入 合 計		16, 758, 796	70, 257	16, 829, 053

歳 出		(単位 千円)			
款		項	補正前の額	補正額	計
2 総	務 費		1, 855, 827	11, 177	1, 867, 004
		1 総 務 管 理 費	1, 447, 574	11, 177	1, 458, 751
3 民	生 費		6, 228, 839	38, 830	6, 267, 669
		1 社 会 福 祉 費	2, 970, 991	1, 300	2, 972, 291
		2 児 童 福 祉 費	2, 726, 939	279	2, 727, 218
		3 生 活 保 護 費	530, 909	37, 251	568, 160
4 衛	生 費		1, 287, 689	12, 446	1, 300, 135
		1 保 健 衛 生 費	1, 287, 689	12, 446	1, 300, 135
6 農 林 水 産 業 費		658, 212	△ 7, 921	650, 291	
	1 農 業 費	640, 742	△ 7, 921	632, 821	
8 土 木 費		1, 787, 888	12, 904	1, 800, 792	
	4 都 市 計 画 費	1, 047, 327	12, 904	1, 060, 231	
10 教 育 費		1, 210, 942	2, 821	1, 213, 763	
	4 社 会 教 育 費	262, 252	1, 697	263, 949	
	5 保 健 体 育 費	144, 945	1, 124	146, 069	
12 公 債 費		2, 154, 269	0	2, 154, 269	
	1 公 債 費	2, 154, 269	0	2, 154, 269	
歳 出 合 計			16, 758, 796	70, 257	16, 829, 053

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	500,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	638,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,460,529	0	5,460,529
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	7,320	0	7,320
4 配 当 割 交 付 金	21,984	0	21,984
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,346	0	22,346
6 地 方 消 費 税 交 付 金	706,957	0	706,957
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	35,000	0	35,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,450,000	0	3,450,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,138	0	7,138
12 分 担 金 及 び 負 担 金	213,515	0	213,515
13 使 用 料 及 び 手 数 料	53,484	0	53,484
14 国 庫 支 出 金	2,231,722	4,860	2,236,582
15 県 支 出 金	1,174,167	0	1,174,167
16 財 産 収 入	9,191	0	9,191
17 寄 附 金	14,351	0	14,351
18 繰 入 金	1,120,943	△73,703	1,047,240
19 繰 越 金	178,003	0	178,003
20 諸 収 入	210,946	600	211,546
21 市 債	1,500,200	138,500	1,638,700
歳 入 合 計	16,758,796	70,257	16,829,053

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	142,700	0	142,700						
2 総 務 費	1,855,827	11,177	1,867,004	4,860				6,317	
3 民 生 費	6,228,839	38,830	6,267,669			600		38,230	
4 衛 生 費	1,287,689	12,446	1,300,135					12,446	
5 労 働 費	28,182	0	28,182						
6 農 林 水 産 業 費	658,212	△7,921	650,291					△7,921	
7 商 工 費	436,123	0	436,123						
8 土 木 費	1,787,888	12,904	1,800,792					12,904	
9 消 防 費	938,123	0	938,123						
10 教 育 費	1,210,942	2,821	1,213,763					2,821	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,154,269	0	2,154,269			△73,703		73,703	
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	16,758,796	70,257	16,829,053	4,860		△73,103		138,500	

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	105,056	4,860	109,916	1 総 務 費 補 助 金	4,860	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省)
計	654,979	4,860	659,839			

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

6 減 債 基 金 繰 入 金	400,000	△73,703	326,297	1 減 債 基 金 繰 入 金	△73,703	市債元利償還金
計	1,120,940	△73,703	1,047,237			

(款) 20 諸収入 (項) 5 雑入

7 雑 入	137,210	600	137,810	1 雑 入	600	後期高齢者医療制度特別対策補助金
計	174,874	600	175,474			

(款) 21 市債 (項) 1 市債

8 臨 時 財 政 対 策 債	500,000	138,500	638,500	1 臨 時 財 政 対 策 債	138,500	臨時財政対策債
計	1,500,200	138,500	1,638,700			

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 広聴広報費	19,617	220	19,837			220	18 備 品 購入費	220	09 広報事業 220 18 広報用備品 220	
6 財産管理費	202,724	1,897	204,621			1,897	12 役務費	1,897	03 千代田庁舎等財産管理事業 1,897 12 手数料 1,897	
8 交通安全対策費	34,544	2,500	37,044			2,500	11 需用費	2,500	02 交通安全対策事業 2,500 11 光熱水費 2,500	
9 地域安全対策費	6,243	1,700	7,943			1,700	18 備 品 購入費	1,700	03 地域安全対策事業（政策） 1,700 18 防犯カメラ等機器 1,700	
11 情報管理費	152,991	4,860	157,851	4,860			13 委託料	4,860	04 基幹系電算システム管理事業 4,860 13 マイナンバーシステム改修業務委託 4,860	
計	1,447,574	11,177	1,458,751	4,860		6,317				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	704,964	160	705,124				160	11 需用費	160	03 やまゆり館管理運営事業（政策） 160 11 修繕料 160
4 国民年金費	6,621	540	7,161				540	13 委託料	540	02 国民年金事務事業 540 13 電算処理委託 540
6 老人医療費	498,274	600	498,874			600		19 負担金、補助及び交付金	600	08 後期高齢者保健事業（政策） 600 19 人間ドック等補助金 600
計	2,970,991	1,300	2,972,291			600	700			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

5 児童館費	64,641	279	64,920				279	4 共済費	279	02 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業 279 4 社会保険料 279
計	2,726,939	279	2,727,218				279			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	66,893	37,251	104,144				37,251	23 償還金、利子及び割引料	37,251	02 生活保護総務事業 37,251 23 国庫負担金等超過交付返還金 37,251
計	530,909	37,251	568,160				37,251			

(款) 4 衛生費				(項) 1 保健衛生費				(単位 千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
6 環境保全 対 策 費	643, 273	12, 446	655, 719				12, 446	19 負担金 、補助 及 び 交付金	12, 446	09 一般廃棄物処理事業（政策） 19 霞台厚生施設組合負担金	12, 446 12, 446
計	1, 287, 689	12, 446	1, 300, 135				12, 446				

(款) 6 農林水産業費				(項) 1 農業費							
2 農業総務費	390,184	△7,921	382,263				△7,921	28 繰出金	△7,921	04 農業集落排水事業特別会計繰出事業	△7,921
										28 農業集落排水事業特別会計繰出金	△7,921
計	640,742	△7,921	632,821				△7,921				

(款) 8 土木費				(項) 4 都市計画費							
1 都市計画 総務費	977,287	12,904	990,191				12,904	28 繰出金	12,904	07 下水道事業特別会計繰出事業	12,904
										28 下水道事業特別会計繰出金	12,904
計	1,047,327	12,904	1,060,231				12,904				

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費									
2 公民館費	74,322	1,697	76,019				1,697	11 需用費	1,670	08 千代田公民館管理事業	1,697		
								12 役務費	18			11 修繕料	1,670
								27 公課費	9			12 手数料	2
												12 保険料	16
計	262,252	1,697	263,949				1,697			27 自動車重量税	9		

(款) 10 教育費				(項) 5 保健体育費							
2 体育施設 管 理 費	98,070	1,124	99,194				1,124	11 需用費	1,124	04 多目的運動広場管理運営事業	562
										11 修繕料	562
										06 第1常陸野公園管理運営事業	562
										11 修繕料	562
計	144,945	1,124	146,069				1,124				

(款) 12 公債費				(項) 1 公債費							
1 元 金	1,985,330	0	1,985,330			△73,703	73,703			01 市債償還事業（元金） （財源振替）	
計	2,154,269	0	2,154,269			△73,703	73,703				

議案第 4 9 号

平成 3 0 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 8 1 5, 0 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		3,264,280	324	3,264,604
	1 県 補 助 金	3,264,279	324	3,264,603
歳 入 合 計		4,814,700	324	4,815,024

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		36,842	324	37,166
	1 総務管理費	35,722	324	36,046
歳出合計		4,814,700	324	4,815,024

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	985,033	0	985,033
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,264,280	324	3,264,604
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	545,073	0	545,073
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	19,308	0	19,308
歳入合計	4,814,700	324	4,815,024

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	36,842	324	37,166	324			
2 保 険 給 付 費	3,213,817	0	3,213,817				
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1,494,438	0	1,494,438				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	48,489	0	48,489				
7 基 金 積 立 金	4	0	4				
8 諸 支 出 金	6,107	0	6,107				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,814,700	324	4,815,024	324			

2歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,264,279	324	3,264,603	2 特別交付金	324	特別調整交付金（市町村分）
計	3,264,279	324	3,264,603			

3 歳 出				(項) 1 総務管理費				(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	34, 135	324	34, 459	324				13 委託料	324
計	35, 722	324	36, 046	324					
								02 一般管理事業	
								13 電算システム改修委託	
								324	

議案第 5 0 号

平成 3 0 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 8 3, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		580,243	12,904	593,147
	1 一般会計繰入金	580,243	12,904	593,147
5 繰越金		5,000	11,996	16,996
	1 繰越金	5,000	11,996	16,996
8 県支出金		0	3,700	3,700
	1 県補助金	0	3,700	3,700
歳入合計		1,054,500	28,600	1,083,100

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		438,768	28,600	467,368
	1 下水道管理費	368,571	21,580	390,151
	2 下水道建設費	70,197	7,020	77,217
歳出合計		1,054,500	28,600	1,083,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款								補正前の額	補正額	計	
1	分	担	金	及	び	負	担	金	8,210	0	8,210
2	使	用	料	及	び	手	数	料	336,236	0	336,236
3	国	庫	支	出	金				7,000	0	7,000
4	繰		入	金					580,243	12,904	593,147
5	繰		越	金					5,000	11,996	16,996
6	諸		収	入					4,211	0	4,211
7	市			債					113,600	0	113,600
8	県		支	出	金				0	3,700	3,700
歳入合計								1,054,500	28,600	1,083,100	

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下 水 道 費	438,768	28,600	467,368	3,700			24,900
2 公 債 費	610,732	0	610,732				
3 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	1,054,500	28,600	1,083,100	3,700			24,900

2歳入

(款) 4繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	580,243	12,904	593,147	1一般会計繰入金	12,904	一般会計繰入金
計	580,243	12,904	593,147			

(款) 5繰越金

(項) 1繰越金

1繰越金	5,000	11,996	16,996	1繰越金	11,996	繰越金
計	5,000	11,996	16,996			

(款) 8県支出金

(項) 1県補助金

1下水道費県補助金	0	3,700	3,700	1下水道費補助金	3,700	茨城県湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金
計	0	3,700	3,700			

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 下 水 道 維 持 費	234,761	17,280	252,041				17,280	13 委託料	17,280	02 下水道維持事業 13 管路点検・清掃業務委託	17,280 17,280
4 水 洗 化 普 及 費	615	4,300	4,915	3,700			600	19 負担金、補助 及 び 交付金	4,300	03 水洗化普及事業（政策） 19 下水道接続支援費事業補助 金	4,300 4,300
計	368,571	21,580	390,151	3,700			17,880				

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

3 特定環境保全公共下水道整備事業費	0	7,020	7,020				7,020	15 工事請負費	7,020	02 特定環境保全公共下水道整備事業 7,020
										15 マンホールポンプ設置工事 7,020
計	70,197	7,020	77,217				7,020			

議案第 5 1 号

平成 3 0 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 8, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県 費 支 出 金		1,080	6,800	7,880
	1 県 補 助 金	1,080	6,800	7,880
5 繰 入 金		311,821	△ 7,921	303,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	311,821	△ 7,921	303,900
6 繰 越 金		3,000	8,521	11,521
	1 繰 越 金	3,000	8,521	11,521
歳 入 合 計		461,000	7,400	468,400

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		185,660	7,400	193,060
	1 農業集落排水事業費	185,660	7,400	193,060
歳出 合計		461,000	7,400	468,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款				補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金			2,900	0	2,900
2	使用料及び手数料			78,597	0	78,597
3	県費支出金			1,080	6,800	7,880
4	財産収入			1	0	1
5	繰入金			311,821	△7,921	303,900
6	繰越金			3,000	8,521	11,521
7	諸収入			1	0	1
8	市債			63,600	0	63,600
歳入合計				461,000	7,400	468,400

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	185,660	7,400	193,060	6,800			600
2 公 債 費	272,340	0	272,340				
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	461,000	7,400	468,400	6,800			600

2歳入

(款) 3 県費支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農業集落排水事業費 県補助金	1,080	6,800	7,880	1 農業集落排水事業 費補助金	6,800	茨城県農業集落排水施設接続支援事業費補助 金
計	1,080	6,800	7,880			

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	311,821	△7,921	303,900	1 一般会計繰入金	△7,921	一般会計繰入金
計	311,821	△7,921	303,900			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	3,000	8,521	11,521	1 繰越金	8,521	繰越金
計	3,000	8,521	11,521			

3歳出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 施設管理費	185,660	7,400	193,060	6,800			600	19 負担金、補助及び交付金	7,400	05 水洗化普及事業（政策） 19 農業集落排水接続支援費事業補助金
計	185,660	7,400	193,060	6,800			600			

議案第 5 2 号

防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅱ期）請負
契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事
（Ⅱ期） |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 霞ヶ浦地区 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 3 5 1 , 7 1 2 , 8 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県土浦市桜町 4 - 3 - 2 0
NEC ネットエスアイ株式会社 茨城営業所
所長 亀田 憲二 |

議案第 53 号

平成 29 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 5 4 号

平成 2 9 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

平成 2 9 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 5 5 号

平成 2 9 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 9 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 56 号

平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 57 号

平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

議案第 58 号

平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 29 年度

かすみがうら市一般会計・特別会計歳入
歳出決算及び基金運用状況審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 44 号
平成 30 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員 瀧ヶ崎
かすみがうら市監査委員 古 川
かすみがうら市監査委員 小松崎



平成 29 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に
付された平成 29 年度かすみがうら市各会計(一般会計・5 特別会計)歳入歳出決
算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果に
ついて、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

平成 29 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
平成 29 年度かすみがうら市財産に関する調書
平成 29 年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
平成 29 年度かすみがうら市決算付属書類

第2 審査の期間

平成30年6月1日(金)から8月17日(金)まで

第3 審査の方法

提出された、平成29年度かすみがうら市の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、関係職員から説明を聴取し、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているかについての審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された平成29年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、後述の意見のとおり一層改善努力を要するもののほかは、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されているものと認められた。

基金の運用状況では、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

- 1 本文の金額は、原則として四捨五入の方法により千円単位とした。
- 2 比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第5 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

平成29年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、
次表のとおりである。(単位：千円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	17,805,006	17,781,620	16,648,434	1,133,186
特別会計	11,392,054	10,991,852	10,727,129	264,723
合 計	29,197,060	28,773,472	27,375,563	1,397,909

(2) 決算収支

各会計別の決算収支状況は、次表のとおりである。(単位：千円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)
一般会計	17,781,620	16,648,434	1,133,186	71,300	1,061,886
国民健康保険 特別会計	5,321,850	5,310,790	11,060	0	11,060
後期高齢者 医療特別会計	743,291	736,439	6,852	0	6,852
下水道事業 特別会計	1,136,679	1,117,720	18,959	1,963	16,996
農業集落排水 事業特別会計	442,074	430,553	11,521	0	11,521
介護保険 特別会計	3,347,958	3,131,627	216,331	0	216,331
合 計	28,773,472	27,375,563	1,397,909	73,263	1,324,646

形式収支額は、13億9,790万9千円で、このうち翌年度へ繰越すべき財源7,326万3千円を差し引いた実質収支額は13億2,464万6千円の黒字となっている。

(3) 予算の執行状況

予算の執行状況(歳入)は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	17,805,006	18,244,572	17,781,620	99.9%	97.5%
国民健康保険 特別会計	5,622,752	5,667,625	5,321,850	94.6%	93.9%
後期高齢者 医療特別会計	737,384	746,632	743,291	100.8%	99.6%
下水道事業 特別会計	1,157,312	1,209,806	1,136,679	98.2%	94.0%
農業集落排水 事業特別会計	444,387	455,441	442,074	99.5%	97.1%
介護保険 特別会計	3,430,219	3,397,684	3,347,958	97.6%	98.5%
合 計	29,197,060	29,721,760	28,773,472	98.5%	96.8%

歳入決算額は287億7,347万2千円で、予算現額291億9,706万円に対する収入割合は、98.5%となっている。また、調定額297億2,176万円に対する収入割合は96.8%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	18,244,572	17,781,620	38,047	424,905	97.5%
国民健康保険 特別会計	5,667,625	5,321,850	43,791	301,984	93.9%
後期高齢者 医療特別会計	746,632	743,291	430	2,911	99.6%
下水道事業 特別会計	1,209,806	1,136,679	0	73,127	94.0%
農業集落排水 事業特別会計	455,441	442,074	0	13,367	97.1%
介護保険 特別会計	3,397,684	3,347,958	10,163	39,563	98.5%
合 計	29,721,760	28,773,472	92,431	855,857	96.8%

調定額は297億2,176万円で、収入済額は287億7,347万2千円であり、不納欠損額は9,243万1千円、収入未済額は8億5,585万7千円であった。

不納欠損額及び収入未済額の科目毎の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,787,090	2,666,668	14,237	106,185
	固定資産税	2,676,519	2,541,216	22,426	112,877
	軽自動車税	130,514	118,943	775	10,796
	児童福祉費 負担金	213,144	210,083	609	2,452
	国庫補助金	896,605	722,462	0	174,143
	県補助金	394,139	382,997	0	11,142
	雑 入	366,341	359,031	0	7,310
会計小計				38,047	424,905
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,400,269	1,054,648	43,791	301,830
	雑 入	15,256	15,102	0	154
会計小計				43,791	301,984
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	292,818	289,477	430	2,911
会計小計				430	2,911

前表続き

(単位：千円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
下水道事業 特別会計	分担金	9,524	360	0	9,164
	負担金	28,052	3,088	0	24,964
	使用料	375,223	336,224	0	38,999
会計小計				0	73,127
農業集落排水 事業特別会計	分担金	9,921	300	0	9,621
	使用料	82,388	78,642	0	3,746
会計小計				0	13,367
介護保険 特別会計	介護保険料	836,096	786,530	10,163	39,403
	雑 入	10,783	10,623	0	160
会計小計				10,163	39,563
合 計				92,431	855,857

不納欠損額は9,243万1千円で、主なものは、国民健康保険税4,379万1千円、固定資産税2,242万6千円、市民税1,423万7千円である。

収入未済額は8億5,585万7千円で、主なものは、国民健康保険税3億183万円、国庫補助金1億7,414万3千円、固定資産税1億1,287万7千円、市民税1億618万5千円である。

予算の執行状況(歳出)は、次表のとおりである。

【歳 出】

(単位：千円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	17,805,006	16,648,434	508,285	648,288	93.5%
国民健康保険 特別会計	5,622,752	5,310,790	0	311,962	94.5%
後期高齢者 医療特別会計	737,384	736,439	0	945	99.9%
下水道事業 特別会計	1,157,312	1,117,720	3,463	36,129	96.6%
農業集落排水 事業特別会計	444,387	430,553	0	13,834	96.9%
介護保険 特別会計	3,430,219	3,131,627	0	298,592	91.3%
合 計	29,197,060	27,375,563	511,748	1,309,750	93.8%

歳出決算額は273億7,556万3千円で、予算現額291億9,706万円に対する執行率は93.8%となっている。

翌年度への繰越額は5億1,174万8千円で、不用額は13億975万円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 177 億 8,162 万円で調定額に対する収入率は 97.5%となっており、歳出決算額は 166 億 4,843 万 4 千円で予算額に対する執行率は 93.5%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）11 億 3,318 万 6 千円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 7,130 万円を控除した実質収支額は 10 億 6,188 万 6 千円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、市民税（個人 98.3%・法人 99.7%）、固定資産税 98.4%、軽自動車税 96.2%となっているが、滞納繰越分の収納率は、市民税（個人 29.6%・法人 21.9%）、固定資産税 23.6%、軽自動車税 27%となっており各税とも滞納繰越額の削減の徹底が望まれる。

また、当該年度において、市民税 1,423 万 7 千円、固定資産税 2,242 万 6 千円、軽自動車税 77 万 5 千円、児童福祉費負担金 60 万 9 千円、の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 53 億 2,185 万円で調定額に対する収入率は 93.9%となっており、歳出決算額は 53 億 1,079 万円で予算額に対する執行率は 94.5%となっている。歳入歳出差引額は 1,106 万円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 91.8%、後期高齢者支援金分 91.6%、介護納付金分 87.9%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 95.1%、後期高齢者支援金分 95.1%、介護納付金分 95.5%となっているが、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 23.9%、後期高齢者支援金分 24.2%、介護納付金分 24%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 29.3%、後期高齢者支援金分 28.6%、介護納付金分 27.9%となっており、一層の収納努力が必要である。

なお、当該年度において、一般被保険者国民健康保険税 4,315 万 2 千円、退職被保険者等国民健康保険税 63 万 9 千円、合計 4,379 万 1 千円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 7 億 4,329 万 1 千円で、調定額に対する収入率は 99.6%となっており、歳出決算額 7 億 3,643 万 9 千円で予算額に対する執行率は 99.9%となっている。歳入歳出差引額は 685 万 2 千円となっている。

(4) 下水道事業特別会計

下水道事業特別会計は、歳入決算額 11 億 3,667 万 9 千円で調定額に対する収入率は 94%となっており、歳出決算額は 11 億 1,772 万円で予算額に対する執行率は 96.6%となっている。歳入歳出差引額 1,895 万 9 千円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 196 万 3 千円を控除した実質収支額は 1,699 万 6 千円となっている。

現年度分の分担金、負担金、使用料(公共下水道、特定環境保全公共下水道)の収納率は、それぞれ、分担金 100%、負担金 100%、使用料(公共 99.2%、特定環境 99.5%)となっている。滞納繰越分は、分担金 0%、負担金 0%、使用料(公共 4%、特定環境 17.3%)と低迷している

(5) 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額 4 億 4,207 万 4 千円で調定額に対する収入率は 97.1%となっており、歳出決算額は 4 億 3,055 万 3 千円で予算額に対する執行率は 96.9%となっている。歳入歳出差引額は 1,152 万 1 千円となっている。

(6) 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額 33 億 4,795 万 8 千円で調定額に対する収入率は 98.5%となっており、歳出決算額は 31 億 3,162 万 7 千円で予算額に対する執行率は 91.3%となっている。歳入歳出差引額は 2 億 1,633 万 1 千円となっている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

当年度0.61、前年度0.61、前々年度0.63と、横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。当年度は95.0%で、前年度95.1%に比べ、0.1%減少している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

当年度は93.1%で、前年度91.7%に比べ、1.4%増加している。なお、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は87.3%で、前年度85.9%に比べ1.4%増加している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

当年度は9.8%で、前年度6.9%に比べ、2.9%増加している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

当年度は10.8%で、前年度10.9%に比べ、0.1%減少している。

第6 財産に関する調書

(1) 土地、建物等

公有財産の土地は、年度中の増減はなく、平成 29 年度末現在高は 1,336,382 m²となっている。

建物の延床面積は、霞ヶ浦南小学校及び霞ヶ浦中学校の給食室の改築及び交流センターのシャワー室の増築等に伴い 565 m²増加したことにより、平成 29 年度末現在高は 131,023 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、平成 29 年度末現在高は 80,419 m²となっている。

(2) 出資による権利

出資金は、年度中の増減はなく、平成 29 年度末現在高は 7,946 万 7 千円となっている。

(3) 物品

物品は車両で、年度内に公用車を 2 台購入及び貸与していた公用車 1 台の返却を受け合計 3 台増加している。一方で 2 台の公用車を廃車し、水道課などの公用車を本調書の対象外にしたことにより合計 11 台減少し、平成 29 年度末現在高は前年度末より合計 8 台減少し 138 台となっている。

(4) 基金

基金は、財政調整基金など 14 の基金がある。前年度末現在高は 72 億 909 万 2 千円で、年度内に公共施設等整備基金 (1 億 7,476 万 6 千円増) など 5 つの基金で 4 億 1,293 万 3 千円増加している。また、地域振興基金 (1 億 3,015 万 3 千円減) など 5 つの基金で 2 億 309 万 8 千円減少したことにより、平成 29 年度末の現在高は 74 億 1,892 万 7 千円となっている。

第7 審査意見

決算審査を通した意見、指摘事項は次のとおり。

(1) 財政状況について

平成 29 年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は 9.8%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については 10.8%（対前年度比 0.1%減）。将来負担比率については 58.4%（対前年度比 9.8%減）と、ともに早期健全化基準を大きく下回っており財政の健全性は保たれている。

しかし、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて 1.4%増加し 93.1%となっている。80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされている。一般財源の伸びが見込めない中、今後とも歳入の確保及び経常的経費の削減に努め、財政構造の弾力性の向上に努められたい。

(2) 財源の確保

①収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で 4 億 2,490 万 5 千円（対前年度比 2.3%減）、特別会計で 4 億 3,095 万 2 千円（対前年度比 7.5%減）となっている。

一般会計のうち主なものは、市税で 2 億 2,985 万 9 千円、特別会計のうち主なものは、国民健康保険税で 3 億 183 万円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、茨城租税債権管理機構の活用、木曜日延長窓口納税相談の実施、コンビニ納付の実施、差押物件の公売、三課合同滞納整理など鋭意努力されていることは認められるものの、以前として多額である。

厳しい財政状況の中、負担の公平の原則に基づき貴重な自主財源の確保のため、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

前述のとおり、納税相談体制の充実を図るなどの対応により、年々収入未済額の縮減に努められているところではあるが、今後とも収入未済額の縮減に向け一層努力されたい。

下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、使用料及び分担金等の収入未済額は 8,649 万 4 千円となっている。各種債権における、滞納の長期化・高額化を防止するため初期段階での対応を図るとともに収入未済額の縮減に努められたい。

②不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で 3,804 万 7 千円、特別会計で 5,438 万 4 千円となっている。

一般会計の主なものは、市税 3,743 万 8 千円（対前年度比 9%減）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 4,379 万 1 千円（対前年度比 27%減）となっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると認められるが、不納欠損額は依然として多額である。今後ともこの取扱いについては、慎重な配慮を望むものである。

(3) 予算の適正執行

①予算及び事業の適正執行

予算の執行については、条例や規則等に基づいた適正な事務処理に努められているが、財源の効率的な活用を図る観点から早期の予算執行に心掛けられたい。

なお、翌年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で 5 億 828 万 5 千円、下水道事業特別会計繰越明許費で 346 万 3 千円が翌年度へ繰り越されている。両会計とも事業繰越が大幅に縮減されているが、今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努められたい。

②多額の不用額の解消

一般会計・特別会計を合わせた不用額は、13 億 975 万円（対前年度比 3 億 6,970 万 9 千円増）となっている。

その要因としては、執行段階で経費の節減によるもの、契約における差金などが考えられるが、中には見積もりが過大なものが散見される。計画する事業費の適確な把握に努めるとともに、契約により多額の差金が生じた場合は、速やかな補正予算により限りある予算の有効活用にも努められたい。

また、本年度は前年度繰越明許繰越額の不用額が多く見られた。その多くは、未契約事業の繰越後の契約確定に伴う契約差金である。事情により未契約で繰越が必要となった場合は、その繰越事業費を充分精査したうえで繰越手続きを進められたい。

③財源の有効活用

普通会計における実質収支の額は、おおむね標準財政規模の 3%～5%程度が望ましいといわれている。本年度の実質収支比率は

9.8%と、昨年度より 2.9%上昇し、一昨年度から比較すると 5.6%と大幅に上昇している。その額は、10 億 6,188 万 6 千円（前年度 7 億 5,670 万 6 千円、前々年度 4 億 5,489 万 1 千円）と極めて高い額となっており、一般的に望ましいとされる額 3 億円～5 億円（標準財政規模の 3%～5%）程度を大幅に上回っている。

それは、諸事情によるものであるが、結果として、その額相当分が当該年度の財源として活用されていなかったと言える。

常に歳入歳出予算の執行状況の把握に努め、大幅な歳入増や多額の不用額が生じた場合は、補正措置により新たな行政需要への対応等財源の有効活用に努められたい。

④補助金について

各種補助金の予算執行交付決定及び実績の確認については、市補助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。また、昨年度指摘した多額の繰越金を生じている団体が依然として見受けられ、これらの団体については活動状況等を十分精査検証されたい。

第8 結びに

我が国の経済は、アベノミクスの推進により、企業部門の改善が家計部門に広がり、経済の好循環が進展する中で緩やかな回復基調にある。今後についても、海外経済の回復が続く下で、各種政策の効果があいまって、雇用・所得環境が更に改善し、個人消費や設備投資といった民需を中心とした景気回復が期待される。

本市の財政状況を見てみると、市税において、前年度から微増したものの、歳入全体に占める割合は依然低い水準での推移である。また、歳出の中心となる社会保障費においては、年々増加の一途をたどっている状況にあり、依然として厳しい状況にあるものと思慮される。

このような中、平成 29 年度決算を見ると、市民福祉の向上に向けた各種施策の実施やサイクリング拠点施設整備事業、市道整備事業、神立停車場線整備事業、神立駅周辺整備事業、小・中学校統合に伴う給食室改築事業などのハード事業が実施され各種施策が展開されていることがうかがえる。また、「かすみがうら市まち・ひと・しごと総合戦略」の施策で、地域ポイント推進事業、通学定期券購入費助成事業などが新たに開始された。その他、企業立地促進助成金事業、子どもミライプロジェクト、同窓会プロジェクトなどの重点事業が継続して実施されており、総合戦略が着実に推進されている。さらに、平成 29 年 7 月には「地域未来投資促進法」が施行され、茨城県第 1 号として本市の基本計画が認定されたことから、今後この制度を十分に活用し、地域が成長発展することを期待する。

平成 29 年度決算については、前述の意見・指摘事項はあるものの、歳入予算の確保と歳出予算の計画的・効率的な執行に努力が払われており、予算はおおむね適正に執行されていたと認められる。

最後に、今後とも限られた財源の中でこれまで以上に厳しい行財政運営が求められるなか、職員一丸となって市民サービスの向上に取り組まれるよう強く望むものである。

議案第 59 号

平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 9 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成 29 年度

かすみがうら市水道事業会計決算審査意見書

かすみがうら市監査委員



か 監 査 第 4 5 号
平成 30 年 8 月 17 日

かすみがうら市長 坪 井 透 様

かすみがうら市監査委員
かすみがうら市監査委員
かすみがうら市監査委員

瀧ヶ崎
古 川
小松崎



平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

記

第 1 審査の対象

平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計決算

第 2 審査の期間

平成 30 年 6 月 1 日(金)から 8 月 17 日(金)まで

第 3 審査の方法

提出された、かすみがうら市水道事業決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、計数、経営状況及び財政状況は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

予算の執行状況は、後述の意見のとおり一層改善を要するもののほかは、所期の目的に従いおおむね適正に執行されていると認められた。なお、企業会計の経理は、官庁会計の単式簿記と異なり複式簿記を取り入れており諸帳簿類への記帳が複雑である。今後とも適正な事務の執行に配慮されたい。

運営は公営企業本来の目的である公衆衛生の向上と生活環境の改善に配慮して行なわれているものと認められた。

第5 審査の意見

1 業務状況について

事 項	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
行政区域内人口	人	42,267	42,545	△278
年度末給水人口	人	40,190	40,357	△167
普及率	%	95.1	94.9	0.2
年間総配水量	m ³	4,349,301	4,374,126	△24,825
年間総有収水量	m ³	3,754,248	3,761,073	△6,825
有収率	%	86.3	86.0	0.3
一日一人平均給水量	ℓ	256	255	1

本年度の業務状況は、上表のとおりである。また本年度末の普及状況は、給水人口 40,190 人、普及率 95.1%となっている。

前年度との比較においては、給水人口は 167 人の減少、普及率は 0.2%の増加となっている。

年間総配水量は 4,349,301 m³となっており 24,825 m³(0.6%)の減少、年間総有収水量は 3,754,248 m³となっており 6,825 m³(0.2%)の減少、結果、有収率は 86.3%となり 0.3%の改善となっている。

2 経営状況について

収益的収入及び支出における、水道事業収益は 9 億 8,116 万 9 千円(税抜き)で対前年度と比較し 1,496 万 6 千円の減少となった。

水道事業費は 9 億 3,855 万 1 千円(税抜き)で前年度と比較し、402 万 1 千円の減少となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益 8 億 7,867 万 8 千円(税抜き)、営業外収益 1 億 249 万 1 千円(税抜き)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、実に水道事業収益の 89.6%を占めている。その中で最も主要な給水収益は、前年度と比較してみると、135 万 4 千円、0.16%の減少をしている。

次に、水道事業費は営業費用が8億6,676万9千円で106万5千円の増加となった。その主な要因は、原水及び浄水費、総係費が減少したものの、漏水修繕工事費の増加に伴い配水及び給水費が増加したことが要因といえる。

営業外費用は7,150万円(税抜き)の決算となっており昨年度より521万6千円削減された。その要因は支払利息の減少である。

以上のことにより、当年度の純利益は4,261万8千円となり、昨年度より1,094万5千円の減少となった。

また、本年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比増減なし)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が2億7,701万円(税抜き)で、支出は5億3,686万7千円(税抜き)である。収入は企業債及び工事負担金である。支出は、建設改良費が2億7,590万円と企業債償還金2億6,096万7千円である。収入(税込み)が支出(税込み)に対し不足する額2億8,063万8千円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

3 キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュフロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは3億8,098万3千円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは2億7,229万円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは2,873万3千円のプラスである。

このことは、本業の業績はおおむね良好ではあるが、投資活動で不足している資金を借入金で調達しているため、その借入額が以前の借入金の返済額を上回っているため、将来の借入金返済の負担を考慮し、発行額の限度額について慎重を期されたい。

また、本年度末の資金残高をみると、前年度末より1億3,742万7千円の増加となった。この主な要因は、未払金及び借入金の増加によるものである。未払金は次年度以降には支払うものであり、借入金についても返済が必要であり、自己資金が増加したものではないため、常に資金残高を念頭にいれ企業経営にあたられたい。

第6 結びに

平成 29 年度決算は、新規水道加入者が減少した影響を受け当年度純利益が昨年度より 1,094 万 5 千円少ない 4,261 万 8 千円となった。

現在の水道事業のおかれている状況は、少子高齢社会、人口減少などによる将来性の不確実さが増大している。また、施設の老朽化に伴う修繕や災害時の安定供給のため設備の更新など喫緊の課題も山積しており厳しい状況下にあるといえる。

以上のことより、今後も給水収益の大幅な増加は期待できない状況の中、今後の企業経営に当たって、次のことに留意し運営されるよう要望する。

- ① 安全で安心な水道水の供給は、水道水を享受する市民全員の願いでもある。将来にわたり安定的に水道事業経営を継続させるため、余剰経費の削減に努めるとともに、効率的で健全な水道事業の経営に努められたい。
- ② 水道料金の未収金について、負担の公平性の観点からも早期収納対策の一層の推進に努められたい。
- ③ 設備投資について、災害に対応出来る設備体制の構築に引き続き努められたい。また、400Km 以上に及ぶ導・配水管及び浄水場配水場等の施設について、計画的な更新に努められたい。
- ④ 年間総配水量に占める年間総有収水量の率「有収率」は、漏水調査の実施などにより改善はされたものの、改善の余地はある。引き続き漏水調査など実施され、有収率の向上について、引き続き鋭意努力されることを強く望むものである。(平成 29 年度 86.3%、平成 28 年度 86.0%、平成 27 年度 85.7%、平成 26 年度 86.9%、平成 25 年度 89.1%)

平成３０年かすみがうら市議会第３回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成３０年９月１９日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 6 号	専決処分事項の報告について	
	〈損害賠償の額の決定及び和解〉	1

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 9 月 19 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 9 月 10 日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成 30 年 7 月 26 日（木）午後 3 時 45 分頃
- 2 事故発生場所 茨城県かすみがうら市宍倉 4493 番地
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 公用車を後退させた際、後方に駐車していた相手方車の前部バンパーと公用車の後部バンパーが接触し、破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額（修理費用）185,412 円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

平成３０年かすみがうら市議会第３回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成３０年９月１９日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 60 号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について	
	(田 澤 高 保)	 1

議案第 6 0 号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

かすみがうら市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 住 所

[REDACTED]

2 氏 名

田 澤 高 保

3 生年月日

[REDACTED]

平成３０年かすみがうら市議会第３回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成３０年９月１９日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 61 号 かすみがうら市監査委員の選任について
(古 川 誠 一) 1

議案第 6 1 号

かすみがうら市監査委員の選任について

かすみがうら市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 9 月 1 9 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | |
|--------|-------------|
| 1 住 所 | <div></div> |
| 2 氏 名 | 古 川 誠 一 |
| 3 生年月日 | <div></div> |

平成30年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年9月19日提出

かすみがうら市

目 次

1. 諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	
	(桶 栄 子)	 1

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 30 年 9 月 19 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 住 所

[REDACTED]

2 氏 名

桶 栄子

3 生年月日

[REDACTED]